

# 令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き【詳細版】

桐 生 市

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。桐生市内に償却資産を所有されているかたは、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告をしていただくこととなります（地方税法第383条<固定資産の申告>）。

つきましては、この手引きをご覧の上、必ず期限内に提出くださるようお願いいたします。

1. 償却資産とは	2 ページ
2. 申告していただくかた	2 ページ
3. 償却資産の申告方法	3 ページ
4. 申告の対象となる資産	3 ページ
5. 申告の対象とならない資産	3 ページ
6. リース資産について	4 ページ
7. 国税の取扱いとの主な違い	4 ページ
8. 申告内容の確認調査について	4 ページ
9. 課税標準の特例の適用を受ける資産	5 ページ
10. 非課税となる資産	6 ページ
11. 税額等の算出方法について	6 ページ
12. 主な償却資産と耐用年数表	7 ページ
13. 家屋と償却の区分表	8 ページ
14. 申告書の記載方法	9 ページ
15. 過疎対策のための固定資産税の課税の特例	12 ページ

## ■申告書にマイナンバーの記載をお願いします

- ✓ 個人事業主のかたについては、申告書に個人番号を記入し、下記の本人確認資料を提示または写しを添付してください。（マイナンバーカード、或いは通知カード+運転免許証等）
- ✓ 法人のかたについては、申告書に法人番号の記入をお願いします。

## ■提出期限 令和6年1月19日（金）

法定の提出期限は1月31日ですが、事務処理の都合上、上記期日までの提出にご協力をお願いします。

## ■提出先及び問い合わせ先

提出先：桐生市役所 税務課資産税担当（1階12番窓口）、新里支所市民生活課・黒保根支所市民生活課  
※支所の窓口では、申告書の提出のみとなります。

電 話：0277-46-1111（内線232・233）

申告書を郵送で提出される場合は、『宛名ラベル』として切り取って封筒に貼付し、ご利用ください。

〒376-8501  
群馬県桐生市織姫町1番1号

桐生市役所 税務課 資産税担当行  
（1階12番窓口）

## 1. 償却資産とは

会社や個人で事業を営んでいるかたや、駐車場やアパートなどを貸し付けているかたが、**事業のため**に用いている構築物、建物附属設備、機械、工具、器具、備品などの固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。下表「償却資産の種類と例示」を参照してください。

### 償却資産の種類と例示

資産の種類	主な償却資産の例示
1 構築物・建物附属設備	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、受変電設備、予備電源設備等
2 機械及び装置	太陽光発電設備、各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備等
3 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）等
6 工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、ルームエアコン、応接セット、レジスター等

### 申告対象となる主な償却資産（業種別）

業種共通の対象となる償却資産	
駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、看板（広告塔、ネオンサイン）、パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、LAN 設備等	
業種	対象となる主な償却資産
小売店	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
飲食店	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
（歯科） 医業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等）等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
農業	ビニールハウス、農耕用車輛（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、農業用器具等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
駐車場事業	フェンス、電気設備、駐車装置、駐車場料金精算機等
太陽光発電事業	太陽電池パネル（屋根材一体型ソーラーパネルを除く）、パワーコンディショナー、保護回路、配管及び配線、架台、フェンス

## 2. 申告していただくかた

令和 6 年 1 月 1 日現在、桐生市内に償却資産を所有されているかたです。

なお、太陽光発電設備を設置されたかたで以下の課税対象に該当する場合は償却資産の申告が必要です。

	全量売電	余剰売電	
		10kW以上	10kW未満
法人	課税対象	課税対象	課税対象
個人（事業用）	課税対象	課税対象	課税対象
個人（住宅用）	課税対象	課税対象	課税対象外

### 3. 償却資産の申告方法（詳しい記入方法は、P.9 から P.11 をご覧ください。）

			提出書類
初めて申告 されるかた	資産のある場合	令和6年1月1日現在に所有されている資産の全てを種類別明細書に記入してください。	申告書 種類別明細書
	資産のない場合	申告書『18 備考』に「該当資産なし」と記入して提出してください。	申告書のみ
前年度に引 き続き申告 されるかた	資産に増減のある場合	本市から送付した申告書と種類別明細書に、令和5年1月2日から令和6年1月1日までの増加資産（申告漏れ分も含め）はP.11、減少資産はP.10を参考に記入して提出してください。	申告書 種類別明細書
	資産に増減のない場合	申告書『18 備考』の「異動なし」に○を付けて提出してください。	申告書のみ
	廃業・解散・転出等された場合	申告書『18 備考』に「廃業・解散・転出」等の旨とその年月日を記入して提出してください。	
企業の電算処理による 全資産申告をされるかた	令和6年1月1日現在に所有されている資産の全てを種類別明細書に記入し、申告してください。増加資産及び減少資産用の種類別明細書についても提出してください。		申告書 種類別明細書
電子申告（eLTAX）による 申告手続きをされるかた	インターネットを利用した償却資産の電子申告ができます。 ( <a href="https://www.eltax.lta.go.jp/">https://www.eltax.lta.go.jp/</a> ) 電子申告の全資産申告をする場合は、増加資産及び減少資産の種類別明細書を添付して提出してください。		

### 4. 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- (1) 耐用年数を経過し減価償却を終えた資産
- (2) 完成または一時的に休止し、いつでも稼働し得る状態にある資産
- (3) 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (4) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産

### 5. 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権等）
- (3) 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- (4) 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- (5) 美術品等（時の経過によりその価値が減少しない書画や骨とう）  
ただし、平成27年1月1日以降に取得した、取得価額が1点100万円未満で、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは除く。
- (6) 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象）
- (7) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のもの
- (8) 少額の減価償却資産のうち、国税の取扱いが「必要経費（個人）」「損金算入（法人）」の対象として経理処理した取得価額が10万円未満の資産は申告対象外。国税の取扱いが「3年間一括償却」の対象として経理処理した取得価額が20万円未満の資産も申告対象外。それ以外の国税の取扱いは全て申告対象。

## 6. リース資産について

リース資産は契約の内容により、資産を貸している方が申告対象になる場合と、実際に資産を借りて事業をしているかたが申告対象になる場合があります。詳しくは、以下の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りているかた	資産を貸しているかた
通常の賃貸借契約によるリース資産 オペレーティングリース、 所有権移転外ファイナンスリース等	× (申告不要)	○ (資産貸出先の市町村へ申告)
売買にあたるようなリース資産(※) 所有権移転ファイナンスリース等	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンスリースのうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価によって譲渡、若しくは無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件の取引です。

## 7. 国税の取扱いとの主な違い

取得価額：原則として国税の取扱いと同様です。

減価率：原則として財務省令に掲げられている耐用年数表に応じて減価率が定められています。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産))
償却計算の期間	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	一般の資産は定率法・旧定率法 又は定額法・旧定額法の選択制度	一般の資産は定率法 (国税の「旧定率法」と同率を規定)
前年中の新規取得	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます	金額にかかわらず、認められません

## 8. 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて、電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼及び実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。また、地方税法354条の2に基づいて税務署等で国税資料等を閲覧させていただくことがあります。

なお、調査等に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけではなく、資産の取得時期に応じて遡及しますので、あらかじめご承知おきください。

## 9. 課税標準の特例の適用を受ける資産（一部抜粋）

地方税法等の規定により、一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

資産の種類		適用条件	根拠法令(地方税法)		必要書類	軽減後の割合
			条	項号		
防止用設備 公共の危害	汚水又は 廃液処理施設	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの	法附則 第15条	第2項 第1号	✓処理施設設置届出書(写) ✓処理過程図等(写)	2分の1
	下水道除害施設			第2項 第5号	✓処理施設設置届出書(写) ✓処理過程図等(写)	4分の3
再生可能エネルギー発電設備	固定価格買取制度の認定無し 【太陽光発電】	令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの。かつ、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限り		第25項	✓再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けたことが分かる書類(写)	3分の2 ～4分の3 発電規模による (3年間)
	固定価格買取制度の認定有り 【風力・水力・地熱・バイオマス発電】	令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの		第25項	✓経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写)	2分の1 ～4分の3 発電規模による (3年間)
生産性向上設備	中小企業者等が先端設備等導入計画の認定を受けて取得した生産性向上設備 (令和5年4月1日以降取得)	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したもの。かつ、先端設備等導入計画の認定を受けて取得した先端設備等に該当する事業の用に供する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備		第45項	✓中小企業等経営強化法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画の申請書(写) ✓当該計画の認定書(写) ✓認定経営革新等支援機関による先端設備等に係る投資計画に関する確認書(写)および先端設備導入計画に関する事前確認書(写) ✓従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面(写) (希望する場合のみ提出)	賃上げ 表明無し 2分の1 (3年間)  賃上げ 表明有り 3分の1 (4年間又は5年間)
	中小企業者等が先端設備等導入計画の認定を受けて取得した生産性向上設備 (令和5年3月31日以前取得)	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得したもの。かつ、先端設備等導入計画の認定を受けて取得した先端設備等に該当する事業の用に供する家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備並びに構築物		旧 法附則 第64条	第1項	✓生産性向上特別措置法第40条第1項に規定する先端設備等導入計画の申請書(写) ✓当該計画の認定書(写) ✓工業会等による生産性向上特別措置法の先端設備等に係る仕様等証明書(写)
保育事業の用に供する資産	家庭的保育事業の用に直接供する資産	平成29年4月1日以降に取得したもの。かつ家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産	第349条 の3	第27項	✓事業の認可を受けたことを証する書類(写) ✓対象資産が家庭的保育事業の用に供していることが確認できる書類(写)	2分の1
	居宅訪問型保育事業の用に直接供する資産	平成29年4月1日以降に取得したもの。かつ、居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産		第28項	✓事業の認可を受けたことを証する書類(写) ✓対象資産が居宅訪問型保育事業の用に供していることが確認できる書類(写)	2分の1
	事業所内保育事業の用に直接供する資産 (利用定員5名以下)	平成29年4月1日以降に取得したもの。かつ事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産		第29項	✓事業の認可を受けたことを証する書類(写) ✓対象資産が事業所内保育事業の用に供していることが確認できる書類(写)	2分の1
	企業主導型保育事業の用に供する施設	平成29年4月1日から令和6年3月31日まで取得したもの。かつ取得対象期間中に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産	法附則 第15条	第32項	✓子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことが分かる書類(写) ✓対象資産が企業主導型保育事業の用に供していることが確認できる書類(写)	2分の1 (5年間)

## 10.非課税となる資産（一部抜粋）

地方税法第 348 条（第 2、4、5、6、8、9 項）同法附則第 14 条（第 1、2 項）に規定する一定の要件を備えた償却資産は非課税になります。

対象資産	所有者	根拠法令(地方税法)	
		条	項号
幼稚園において直接保育の用に供する固定資産	公益社団法人、宗教法人、社会福祉法人	第 348 条	第 2 項
保護施設の用に供する固定資産	社会福祉法人		
児童福祉施設の用に供する固定資産	公益社団法人、宗教法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人等		
障害者支援施設の用に供する固定資産	社会福祉法人		
社会福祉事業の用に供する固定資産	公益社団法人、社会福祉法人、医療法人、健康保険組合等		

## 11. 税額等の算出方法について

### <評価額の算出方法>

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1 月 1 日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left[ 1 - \frac{r}{2} \right]$ <p>= 取得価額 × A</p>	$\text{前年度評価額} \times [1 - r]$ <p>= 前年度評価額 × B</p>

r：耐用年数に応ずる減価率

A：半年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>の A 欄の率です。

B：1 年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>の B 欄の率です。

- ✓ 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
- ✓ 算出した評価額が取得価額の 5%を下回る場合は、取得価額の 5%の額が評価額となります。

<減価残存率表> 『固定資産評価基準』\*別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	21	0.104	0.948	0.896
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	22	0.099	0.950	0.901
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	23	0.095	0.952	0.905
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	24	0.092	0.954	0.908
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	25	0.088	0.956	0.912

\* 『固定資産評価基準』とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

### <課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を合計した額（決定価格）が課税標準額（1,000 円未満切捨て）となります。課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

### <税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

**課税標準額（1,000 円未満切捨て）×税率（1.4%）=税額（100 円未満切捨て）**

- ✓ 課税標準額が 150 万円未満の場合は免税点となり、課税されません。

## 12. 主な償却資産と耐用年数表（一部抜粋）

資産の種類	細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数		
1	構築物	アスファルト路面	10	打ち込み井戸	10	野立看板（金属）	20	
		コンクリート路面	15	工場緑化施設	7	＃（その他）	10	
		金属製塀	10	庭園	20			
		ブロック塀	15	プレハブ・仮設物置	7			
		建物附属設備	受変電設備	15	屋外消火栓	8	アーケード・日よけ設備（金属）	15
			可動間仕切り（簡易なもの）	3	屋外給排水設備	15	＃（その他）	8
			＃（その他のもの）	15	荷役用昇降機（エレベーター）	17	冷暖房設備（冷凍機出力 22kw 以下）	13
2	製造業	食品製造業用設備	10	臭素、よう素又は塩素若しくはよう素化合物製造設備	5	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6	
		飲料、煙草又は飼料製造業用設備	10					
		炭素繊維製造設備（黒鉛化炉）	3	塩化りん製造設備	4	その他の金属製品製造業用設備	10	
		その他の繊維工業用設備	7	活性炭製造設備	5			
		木材又は木製品製造業用設備	8	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	はん用機械器具製造業用設備	12	
		家具又は装備品製造業用設備	11	半導体用フォトレジスト製造設備	5	金属加工機械製造設備	9	
		パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	フラットパネル用カラーフィルタ	5	その他の生産用機械器具製造業用設備	12	
		デジタル印刷システム設備	4	偏光板又はフィルム製造設備	8	業務用機械器具製造業用設備	7	
		製本業用設備	7	その他の化学工業用設備	8	光ディスク製造設備	6	
		新聞業（モノ、写真又は通信）設備	3	石油製品又は石炭製品製造業用設備	7	プリント配線基板製造設備	6	
		その他の印刷業又は印刷関連業用設備	10	プラスチック製品製造業用設備	8	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5	
		表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5	ゴム製品製造業用設備	9	その他の電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	8	
				なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9			
				窯業又は土石製品製造業用設備	9	電気機械器具製造業用設備	7	
				9	核燃料物質加工設備	11	情報通信機械器具製造業用設備	8
				その他の鉄鋼業用設備	7			
				14	輸送用機械器具製造業用設備	9	その他の製造業用設備	9
	農業	7						
	建設業	掘さく設備	6	その他の鉱業、砕石業又は砂利採取業用設備	6	総合工事業用設備	6	
		その他の石油又は天然ガス鉱業用設備	12					
	電気工業	電気事業用需要者用計器	15	その他の送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	22	鉄道又は軌道業用変電設備	15	
		電気事業用柱上変圧器	18			主として金属製のその他の設備	17	
		その他の電気事業用設備	8					
	水道ガス業	水道業用設備	18	ガス供給用鑄鉄製導管	22	その他のガス供給用設備	15	
		熱供給業用設備	17	ガス供給用鑄鉄製導管以外の導管	13	主として金属製のガス供給用設備	17	
		ガス製造用設備	10	ガス供給用需要者用計量器	13	その他のガス業用設備	8	
	通信事業	通信業用設備	9	自動改札装置	5	倉庫業用設備	12	
		放送業用設備	6	その他の鉄道業用設備	12			
		映像、音声又は文字情報制作業用設備	8	道路貨物運送業用設備	12	運輸に附帯するサービス業用設備	10	
	小売業	石油又は液化石油ガス卸売用設備	13	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8	飲食料品卸売業用設備	10	
		その他の建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	8	主として金属製のもの その他の小売業用設備	17 8	飲食料品小売業用設備	9	
		その他の生活関連サービス業用設備	6	教習用運転シュミレータ設備	5	計量証明業用設備	8	
		映画館又は劇場用設備	11	その他の教育業又は学習支援業用設備で主として金属製のもの	17	その他の技術サービス業用設備	14	
ボウリング場用設備		13	その他の教育業又は学習支援業用設備	8	宿泊業用設備	10		
その他の娯楽業用設備で主として金属製のもの	17	自動車整備業用設備	15	飲食店用設備	8			
その他の娯楽業用設備	8	その他のサービス業用設備	12	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13			
その他	機械式駐車設備	10	前掲の区分によらないその他の設備で主として金属製のもの	17	前掲機械、装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	8		
3	船舶	モーターボート	4	ボート、ヨット	5			
4	航空機	飛行機（金属造）	5~10	ヘリコプター	5	グライダー		
5	車両及び運搬具	フォークリフト	4	台車（金属製のもの）	7	台車（その他のもの）		
6	工具及び備品	工具	金型	2	切削工具	2	治具及び取付工具	3
			測定又は検査工具	5				
		事務機・いす（金属製）	15	自動販売機、両替機	5	広告器具（金属製）	10	
		＃（その他）	8	インターホン、放送設備	6	＃（その他）	5	
		応接セット（接客業用）	5	電話設備、通信機器	10	金庫（手提げ金庫）	5	
		＃（その他）	8	試験、測定機器	5	＃（その他）	20	
		陳列棚、ケース（冷凍機付）	6	カメラ、映写機、望遠鏡	5	理容美容機器	5	
		＃（その他）	8	写真制作機器	8	レントゲン（移動式・救急医療用）	4	
		テレビ、ステレオ等音響機器	5	看板、ネオンサイン	3	＃（その他）	6	
		冷暖房用機器	6	焼却炉	5	歯科診療用ユニット、ドラム管、コンテナ（その他の容器）	7	
		電気冷蔵庫、洗濯機	6	電子計算機	4			
		その他電気ガス機器	6	パソコン サーバー用のもの	5	大型コンテナ（長さが 6m 以上のもの）	7	
		複写機、計算機	5	＃（その他）	5	その他のもの（金属製のもの）	3	
		レジスター、タイムレコーダー	5			＃（その他のもの）	2	

### 13. 家屋と償却の区分表

✓ 下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯コンセント 設備照明器具設備	屋外設備一式			○		○
		屋内設備一式	○				○
	電力引込設備	引込工事		○		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
		上記以外の設備	○				○
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○		○
		配管・配線、端子盤等	○				○
	L A N設備	設備一式		○		○	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○		○
		配管・配線等	○				○
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器			○		○
配管・配線等		○				○	
避雷設備	設備一式	○				○	
火災報知設備	設備一式	○				○	
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○				○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			○		○
		屋内の配管等	○				○
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○				○	
消化設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			○		○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備			○	○	
		上記以外の設備	○			○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
		上記以外の設備	○				○
その他の 設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			○	○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○		○
		上記以外の設備	○				○
外構工事	外構工事	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車場（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等			○	○	
		工事一式（門・塀・緑化施設等）			○		○



# 14. 申告書の記載方法

## (1) 償却資産申告書の記載方法

印字内容に変更がある場合は、抹消線(二重線)を引き、余白に正しい内容を記載してください。

### <1 住所・2 氏名>

法人の場合は代表者名まで記入してください。個人の場合は氏名を記入してください。相続等で所有者が変更になった場合は、新しい名義を記入してください。

※押印は不要です。

### <4 事業種目>

事業の内容を具体的に記入してください。

### <5 事業開始年月>

個人の方は事業を開始した年月を、法人にあっては設立年月を記載してください。

### <取得価額>

#### 前年前に取得したもの(イ)

昨年までの申告に基づく取得価額を記載してください。

#### 前年中に減少したもの(ロ)

(イ)のうち、前年中に減少した資産の価額を記載してください。

#### 前年中に取得したもの(ハ)

今回新たに申告いただく資産の取得価額を記載してください。

### <3 個人番号又は法人番号>

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を記載してください。

### <6 この申告に応答する者の係及び氏名>

申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記載してください。なお、<7 税理士等の氏名>が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記載してください。

### <7 税理士等の氏名>

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。

### <8~14 短縮耐用年数の承認等>

各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。

### <15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地>

資産の所在地が「1住所」と同じ場合には記入の必要はありません。太陽光設置場所等、資産の所在地が住所と異なる場合は必ず記入してください。

### <16 借用資産>

借用資産(リース資産、レンタル資産)の有無について○で囲んでください。借用資産がある場合は貸主の名称等記載してください。

### <17 事業所用の家屋の所有区分>

該当する方を○で囲んでください。

### <18 備考(添付書類等)>

資産の異動なし・増減の該当項目を○で囲んでください。なお、該当資産が無い場合にはその旨を余白に記入してください。また、事業の廃止、法人の合併・解散、市外移転等があった場合についても余白に異動年月日・異動事由をあわせて記入してください。

令和 6 年度  
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和 6 年 1 月 19 日  
(あて先) 桐生市長

※所有者コード  
01234567890

1 住所 又は納税通知書送達先	376-8501 △番×号 桐生市織姫町○番△号	3 個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認	有・無
2 氏名	桐生○×株式会社 代表取締役 桐生 太郎	4 事業種目 (資本金等の額)	製造業 ( 10 百万円)	9 増加償却の届出	有・無
5 事業開始年月	昭和50 年 4 月	6 この申告に応答する者 係及び氏名	経理課 桐生 花子 電話 46-1111	10 非課税該当資産	有・無
7 税理士等の 氏名	屋号	7 税理士等の 氏名	税理士 桐生 二郎 電話 74-2211	11 課税標準の特例	有・無
12 特別償却又は圧縮記帳				12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
13 税務会計上の償却方法				13 税務会計上の償却方法	有・無
14 青色申告				14 青色申告	有・無

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物				0
2 機械及び装置	5,800,000	3,500,000	4,000,000	6,300,000
3 船舶				0
4 航空機				0
5 車両及び運搬具				0
6 工具、器具及び備品	700,000	200,000	300,000	800,000
7 合計	6,500,000	3,700,000	4,300,000	7,100,000

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地  
① 桐生市新里町武井○×△  
②  
③

16 借用資産  
(有・無) ○×リース株式会社  
貸主の名称等

17 事業所用家屋の所有区分  
自己所有・借家

18 備考(添付書類等)  
異動なし  
増加資産あり  
減少資産あり  
令和5年6月本社移転

記入する必要はありません。ただし、自社電算処理による申告の場合は記入してください。

(2) ①種類別明細書【減少資産及び修正用（全資産が打ち出されているもの）】の記載例

種類別明細書は、①令和6年度申告分の減少資産及び修正用（全資産が打ち出されているもの）②増加資産用（白紙のもの）と、2種類の用紙に分かれています。  
 前年中に減少した資産や、修正の必要な資産がある場合は①の用紙に記載してください。前年中に増加した資産がある場合、或いは本年度から全資産を申告しなければならない場合は②の用紙に記載してください。  
 具体的には下の記載例を参考にしてください。

①減少  
 令和6年1月1日現在所有する資産を確認し、前年までに減少した資産について朱書きで二本線を引いた後、摘要に異動年月と除却の旨を記載してください。

②数量・取得価額等の修正  
 資産の一部が減少した場合は、二本線を引いて欄内上段に減少後の数量・取得価額を記載し、摘要に一部除却の旨を記載してください。  
 資産の名称等の修正についても同様に記載してください。

令和 6 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)						所有者名			枚のうち		
所有者番号								桐生〇×株式会社			枚目		
01234567890													
行番	資産番号	資産の名称等		数	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加	摘要
番号				量	年 月					率	コード	数	
01	2	織機		1	3 5 5	3,500,000	7		175,000			1 2	R5.7 除却
02	2	織機		1	5 4 2	2,300,000	7		1,424,160			1 2	
03	6	パソコン		1	4 21 3	200,000	4		20,000			1 2	R5.7 一部除却
04	6	エアコン		1	4 21 4	300,000	6		15,000			1 2	
05												3 4	
06												1 2	
07												3 4	
08												1 2	
09												3 4	
10												1 2	
11												3 4	
12												1 2	
13												3 4	
14												1 2	
15												3 4	
16												1 2	
17												3 4	
18												1 2	
小 計						6,500,000			1,634,160			1,634,160	

- ③摘要  
 摘要欄には以下のように記載してください。
- ✓ 資産の全部が減少した場合 ⇒ 「異動年月・除却」
  - ✓ 資産の一部が減少した場合 ⇒ 「異動年月・一部除却」
  - ✓ 資産の名称を変更した場合 ⇒ 「台帳の資産名称変更」
  - ✓ 耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合 ⇒ 「平成〇年度省令改正」
  - ✓ 取得年月等の誤り ⇒ 「申告誤り」

(3) ⑧種類別明細書【増加資産用（白紙のもの）】の記載例

④資産の種類

次の区分に従って数字を記入してください。

番号	種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

⑧取得価額

資産の取得価額を記入してください。取得価額には、償却資産を取得するために支出した金額が含まれます（引取運賃、荷役費、運送保険料等）。消費税を税込処理している場合は税込価格を、税抜処理をしている場合は税抜価格を取得価額として申告してください。

⑨耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く）に掲げる法定耐用年数を記入してください。

⑤資産の名称等

新たに取得した資産の名称、品名等を記入してください。

⑥数量

資産の個数、台数を記入してください。

⑦取得年月

年号は下記表の数字を記入してください。

番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

✓元号の切替について  
2019.4.30まで：4 平成  
2019.5.1以降：5 令和

令和 6 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）												
所有者番号		所有者名												
④ 01234567890		桐生〇×株式会社												
行番	資産の種類	資産番号	⑤ 資産の名称等	⑥ 数量	⑦ 取得年月		⑧ 取得価額	⑨ 耐用年数	減価償却率	価額	課税標準の特例		⑩ 増加事由	⑪ 摘要
					年	月					率	コード		
01	2		織機	1	4	27	5	4,000,000	3				1 2 3 4	RS.8 みどり市から
02	6		テレビ	1	5	5	2	100,000	5				1 2 3 4	
03	6		パソコン	1	5	5	9	200,000	4				1 2 3 4	
04													1 2 3 4	
05													1 2 3 4	
06													1 2 3 4	
07													1 2 3 4	
08													1 2 3 4	
09													1 2 3 4	
10													1 2 3 4	
11													1 2 3 4	
12													1 2 3 4	
13													1 2 3 4	
14													1 2 3 4	
15													1 2 3 4	
16													1 2 3 4	
17													1 2 3 4	
18													1 2 3 4	
小計								4,300,000						

記載しないでください。

電算処理方式により申告される方以外は記載しないでください。

⑩増加事由  
資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

⑪摘要  
当該資産にかかる特記事項として下記のような事項を記入してください。

- ✓ 資産の申告漏れの場合  
⇒「申告漏れ」
- ✓ 課税標準の特例の適用がある場合  
⇒例) 法附則第15条第45項:生産性向上設備導入
- ✓ 短縮耐用年数を適用した場合  
⇒「短縮」
- ✓ 増加償却を行った場合

# 桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例

桐生市では、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されたことに伴い、課税の特例に関する条例を制定しました。この条例に基づき、青色申告書を提出する個人または法人が、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得等した要件を満たす固定資産について、3 年間の課税免除を受けることができます。

## 対象者

桐生市過疎地域持続的発展計画に記載された産業促進区域（平成の合併前の旧桐生市及び旧黒保根村）において、振興すべき業種として定められた下記の事業を営んでいる、青色申告書を提出する個人または法人が対象者となります。

- ・ 製造業
- ・ 旅館業（下宿業を除く）
- ・ 農林水産物等販売業（農産物直売所や地域食材を提供する農家レストラン、観光農園等。産業促進区域において生産された農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理されたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業）
- ・ 情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査）

## 対象資産

事業の用に供される償却資産、家屋及び家屋の敷地である土地で、取得価額の合計額が次の表の額以上のものが対象資産となります。

対象業種	資本金額		
	5,000 万円以下 (個人を含む)	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超
旅館業 製造業	500 万円以上	1,000 万円以上※	2,000 万円以上※
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500 万円以上	500 万円以上※	

※新增設に係る取得等に限られます。

## 申請方法

特例の適用を受けようとする年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに、申請書と添付書類を税務課資産税担当（市役所 1 階）までご提出ください。（令和 6 年度から特例の適用を受けようとする場合は、令和 6 年 1 月 31 日（水）が申請期限となります。）

※詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/zei/koteishisan/1019577.html>

